

令和8年4月30日

北九州市技術監理局

契約部契約制度課

中東情勢の変化等による建設資材等の高騰に係るスライド条項の運用について

中東情勢の変化等による建設資材等の高騰に関しては、国土交通省の運用に準じて、単品スライド条項（北九州市工事請負契約約款第26条第5項）及びインフレスライド条項（北九州市工事請負契約約款第26条第6項）を下記のとおり運用しますので、改めてお知らせいたします。

1. 単品スライドとインフレスライドの違い

項目		単品スライド (第26条第5項)	インフレスライド (第26条第6項)
条項の趣旨		特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
適用対象工事		すべての工事 ただし、残工期が2ヵ月以上ある工事	すべての工事 ただし、残工期が2ヵ月以上ある工事
請負額変更の方法	対象	部分払いを行った出来高部分を除く主要資材（鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料）	改正前の設計労務単価で積算した工事契約の労務単価、資材等（労務単価に限らず、資材にも適用）
	受注者の負担	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%

《単品スライドにおける運用ルール》

- (1) 「実際の購入価格」が「購入した月の物価資料の単価」より高いケースにおいて、実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する場合には、実際の購入価格が適当な金額であることを証明する書類【※購入実績を証明する書類（納品書又は領収書など）に加え、市場取引価格が確認できる2社以上の見積り】を市に提出して下さい。
- (2) 市に提出いただいた証明書類等を確認した上で、適当と認められる場合には、実際の購入金額を採用して、スライド額を算出します。

2. 協議方法

工事監督課に御相談のうえ、協議書等を提出してください。

案内・様式リンク 特例措置及びスライド条項適用に関する手続きについて

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00006.html

【問合せ先】

技術監理局契約制度課

TEL 582-2545